計画の施策体系

まちの将来像"誰もが未来を描けるまち 瑞穂"の実現に向けた施策を展開するとともに、SDGsの視点も取 り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

誰もが未来を描けるまち 瑞穂

1. 育 (未来) 子ども・地域・産業を育む

住(暮らし) 良好な住環境を維持・向上する

安全・安心な暮らしを守る

まちの資源や人を活かす

DEVELOPMENT **G**ALS

基本目標

施策分野

①治水·防災

都市基盤

②交通基盤

③上水道•下水道

4)自然•衛生環境

地域コミュニティ

②高齢者福祉

④障がい者福祉

③地域福祉

⑤児童福祉

6社会保障

⑦医療・健康 ⑧人権・平和

①子育て支援

③生涯学習•地域文化

②学校教育

②防犯•交通安全

1 安全で安心して 暮らせるまち

2 便利で快適に暮らせる 美しいまち

3 心が通う

助け合いのまち

4 夢あふれ 希望に満ちたまち

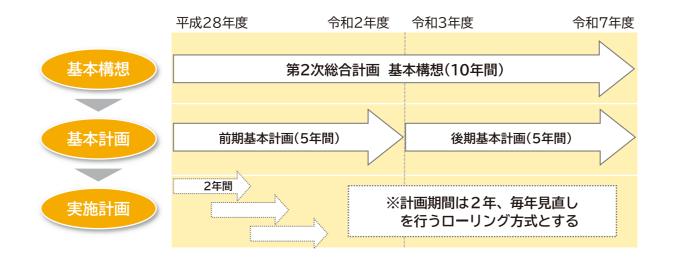
5 活気あふれる 元気なまち

1)農業 **②商工業** ③観光•交流

計画の推進に向けて

1 実施計画に基づく着実な計画の推進

本計画で定める施策体系に従い、向こう2年間の「実施計画(具体的な取組)」を別に作成します。 [実施計画]については毎年度の効果検証を行うとともに、ローリング方式により毎年度改訂し、本 計画の施策・事業を着実に推進することとします。



2 全庁体制の構築と関係機関との連携

本市の最上位計画でありまちづくりの基本指針となる本計画を推進するため、全庁を挙げて推 進する体制の構築と関係機関との連携を図っていきます。また、広域的に取り組む必要のある事項 については、県及び近隣市町と連携して推進してきます。

3 地域住民との協働・連携体制の構築

地域住民の課題は、その当事者や家族の努力、行政の支援だけで解決できるものばかりではなく、 市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な助け合 い・支え合いによる支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアグループ等、広く 住民に協力を求め、協働による施策の展開を目指します。

瑞穂市 第2次総合計画【概要版】 令和3年3月

岐阜県瑞穂市 企画部総合政策課 〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地 TEL:058-327-4111(代) FAX:058-327-7414

(SDGs)を支援しています。

瑞穂市は持続可能な開発目標

瑞穂市 第2次総合計画



計画策定の趣旨

誰もが未来を描けるまち 瑞穂

本市では、将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として「総合計画」を策定 し、国や県の動向にも注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。

これまで推進してきた施策・事業を検証し、時代や社会の潮流に沿った形でブラッシュアップを行い、行政と 住民とが手を携えて、ともにまちの明るい未来を築くことが出来るよう、このたび「瑞穂市第2次総合計画後期 基本計画」を策定しました。

これからも行政と住民との協働により、希望でつながり豊かに住み続けられる地域社会が実現できるよう、 前期計画の基本構想で掲げた将来像"誰もが未来を描けるまち 瑞穂"を達成するために、「育」「住」「安」「活」を 基本的な視点として、本計画の施策・事業を力強く推進していきます。

計画の位置づけと期間

本計画は、本市のすべての計画の指針となる最上位計画と位置づけます。また、地方創生の観点から実効性 の高い計画とされる「第2期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係が深いことから、本計画で示す 重点施策や各分野の目標指標等については総合戦略との整合性を図ります。

また、本計画の計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間とします。

◆総合計画と総合戦略の位置づけ◆

将来像 分野別の施策・事業 基本計画

まちづくりの方向性

各分野の個別計画

個別具体的な計画の実施

基本構想

まちの将来像

めざすまちづくりの方向性

●目標人口・将来の都市空間像

まちづくりの目標

●施策体系・基本目標の設定

まちづくりの施策・事業

基本計画

- ●まちの将来像を実現する施策・事業
- ●重点施策や目標指標の設定

総合戦略

整合

●子ども・子育て、雇用、住環境、移住等の対策 ●重要業績成果指標(KPI)の設定

◆計画の期間◆

和暦(年度)	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
西暦(年度)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総合計画	基本構想(10 年間)									
	前期基本計画					後期基本計画				
総合戦略	総合戦略 第1期総合戦略					第2期総合戦略				

分野別の施策内容と重点施策

◎は重点施策

① 治水·防災

(1)防災体制の充実

- (2)地域防災力と防災意識の向上
- (3)消防団員の確保
- (4)治水事業の推進
- (5)災害に強い住環境の整備
- ◎ 団員確保対策(PR事業等)の実施
- ◎ 建築物等耐震化促進事業

② 防犯·交通安全

- (1)防犯・交通安全教育
- (2)防犯環境の充実
- (3)青パト活動の規模拡大
- (4)自転車盗難防止
- (5)交通安全施設等の設置
- (6)消費者行政の推進

基本目標2 便利で快適に暮らせる美しいまち

基本目標1 安全で安心して暮らせるまち

① 都市基盤

(1)市全体の総合的かつ計画的な土地利用計画 (1)道路ネットワーク網の整備 の推進

- (2)駅周辺の活性化
- (3)集いの場整備
- (4)住宅地等の整備
- (5)空家等対策の推進
- (6)景観計画の策定・推進
- ◎ JR穂積駅周辺整備事業 ◎ JR穂積駅圏域拠点化構想推進事業

③ 上水道・下水道

- (1)適正な水質確保
- (2)経営戦略の推進
- (3)上水道有収率の向上
- (4)管路の耐震化
- (5)災害時応急給水体制の確保
- (6)汚水処理施設の整備
- (7)下水道施設の維持管理
- ◎ 公共下水道事業

② 交通基盤

④ 自然·衛生環境

(1)収集・回収拠点の充実

(3)生活に身近な環境の美化

(2)不法投棄等の防止

- (2)公共交通の利便性向上
- (3)市内幹線道路・生活道路の整備

(1)児童福祉の充実

⑤ 児童福祉

- (2)子育て支援の充実
- (3)「助け合い」の理念に基づく地域社会の形成
- (4)ひとり親家庭への支援の充実

⑦ 医療・健康

- (1)生活習慣病予防対策の推進
- (2)健(検)診体制の充実と医療費適正化の推 進



基本目標3 心が通う助け合いのまち

① 地域コミュニティ

- (1)自治会加入促進
- (2)校区自治会連合会組織の設立等支援
- (3)地域の多様な世代間の交流促進

② 高齢者福祉

- (1)地域包括ケアシステムの推進
- (2)高齢者の健康・生きがいづくり
- (3)認知症対策の推進
- (4)介護予防

④ 障がい者福祉

- ◎ 地域包括ケアシステム推進事業
- ◎ 介護人材育成促進事業

(2)自立と社会参加の基盤づくり

(3) 障がい者にやさしいまちづくり

③ 地域福祉

- (1)地域で尊重し、支え合う意識づくりと担い手 (1)暮らしの基盤づくり づくり
- (2)見守り体制の強化
- (3)福祉サービスが利用しやすいしくみづくり
- (4)安心して暮らせる地域づくり

⑥ 社会保障

- (1)生活困窮者自立支援施策の充実
- (2)セーフティネット機能の維持
- (3)国民健康保険、後期高齢者医療保険の適正 な運営
- (4)福祉医療費助成制度の充実
- (5)介護保険の適正な運営

- (3)地域医療体制の充実
- (4)地域における健康づくり活動の推進
- ◎ 若年層健康診査の実施

⑧ 人権·平和

- (1)基本的人権を尊重し支え合う意識づくりと 担い手づくり
- (2)相談体制の充実
- (3)高齢者にやさしいまちづくり
- (4) 障がい者にやさしいまちづくり(再掲)
- (5)多文化共生
- (6)すべての子どもの健全育成
- (7)児童福祉・子育て支援の充実(再掲)
- (8)男女共同参画の推進 (9)非核・平和都市宣言
- (10)遺族援護

基本目標4 夢あふれ希望に満ちたまち

① 子育て支援

- (1)預かり施設の拡充、体制整備
- (2)子育て支援サービスの充実
- (3)子どもの居場所づくり
- ◎ 子ども預かり施設の拡充、体制整備事業
- ◎ 潜在保育士就業促進事業

③ 生涯学習・地域文化

- (1) 生涯にわたる学習活動の推進
- (2)地域内の交流促進
- (3) 瑞穂市の歴史・文化を活かしたまちづくり
- (4)生涯スポーツの推進
- (5)生涯学習施設の維持管理・活用

② 学校教育

- (1)安全・安心な学校づくりの推進
- (2)特色ある学校づくりの推進
- (3)多様なニーズに対応した教育の推進
- (4)確かな学力を育成する教育の推進
- (5)グローバル化対応教育の推進 (6)教職員の指導力向上の取組の充実
- (7)安全・安心で快適な教育環境の整備
- (8)学校施設の長寿命化
- ◎ いじめ未然防止教育推進事業
- ◎ 学力向上推進事業
- ◎ 英語教育推進事業
- ◎ ICT 教育推進事業 ◎ 教員研修事業

基本目標5 活気あふれる元気なまち

① 農業

- (1)特色ある「瑞穂農業」の促進
- (2)農地の再編・活用・適正保全
- (3)農業後継者の育成支援
- ◎ PRサイトの構築事業 ◎ 瑞穂ブランド創出事業

③ 観光・交流

- (1)新たな賑わいの創出
- (2)地域資源のブランド創出・魅力向上
- (3)既存イベントの充実
- ◎ 民間施設を活用した地域活性化拠点創出事業
- ◎ 地域ブランド戦略推進事業

② 商工業

- (1)穂積駅周辺地域の商業活性化
- (2)幹線道路沿道の商業機能強化
- (3)企業誘致の促進
- (4)民間企業との協働型事業



共通目標 持続可能な都市経営のまち

① 行政運営

- (1)総合計画の進行管理
- (2)行政評価の充実と推進

(5)広域行政の推進

◎ 行政改革推進事業

◎ 広域連携推進事業

③ 協働

◎ 職員育成計画推進事業

(3)組織体制の強化と人材育成

◎ 瑞穂市第2次総合計画推進事業

◎ 公共施設等総合管理計画推進事業

- (4)新地方公会計制度の導入・推進 (4)公共施設等の適正管理
 - ◎ 中期的な財政計画
 - ◎ 費用負担適正化推進

(3)歳入の確保

② 財政運営

(1)計画的な財政運営

(2)適正な受益者負担と公有財産の管理

- ◎ ふるさと納税の推進
- ◎ 新地方公会計制度の導入

④ 情報

- (1)魅力ある情報発信
- (2)市民の参加・参画機会の充実
- (3)まちづくりの担い手育成
- ◎ 情報発信充実事業(広報みずほ、ホームペー ジ等による情報提供の充実、情報発信に関 するガイドライン策定事業)
- ◎ まちづくり基本条例推進事業(ガイドライン 策定、市民ワークショップ、ワールドカフェ等 の開催)
- ◎ まちづくり基本条例推進事業(まちづくり活 動組織の育成、まちづくり人材養成講座)

- (1)行政サービスの情報化推進
- (2)情報セキュリティ体制の強化 ◎ 行政サービス情報化推進事業
- ◎ 情報セキュリティ対策事業

